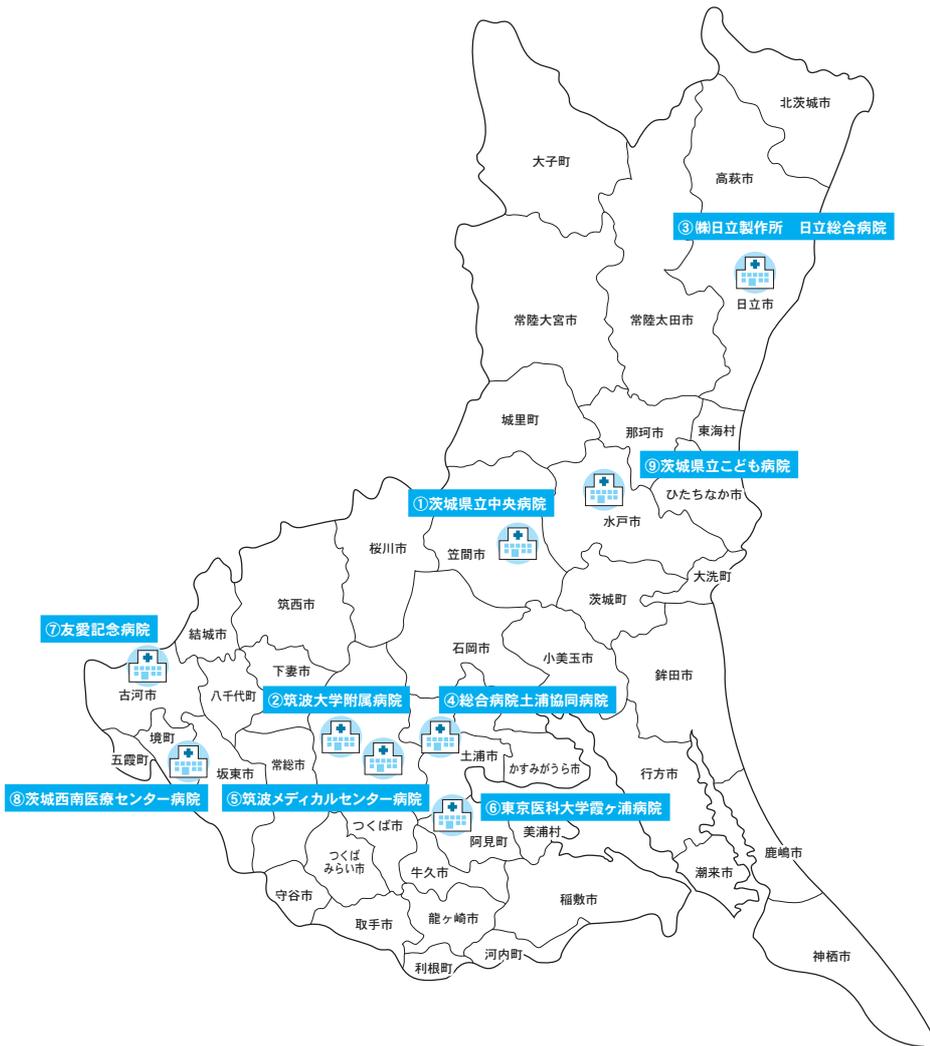


■がんの専門的な診療を行う医療機関

(平成20年3月31日現在)

区分(略称)	国の指定	県の指定	病院名
高度で専門的ながん診療を行う医療機関	都道府県がん診療連携拠点病院	茨城県地域がんセンター	①茨城県立中央病院
	地域がん診療連携拠点病院	—	②筑波大学附属病院※
	地域がん診療連携拠点病院	茨城県地域がんセンター	③榊日立製作所日立総合病院
	地域がん診療連携拠点病院	茨城県地域がんセンター	④総合病院土浦協同病院
	地域がん診療連携拠点病院	茨城県地域がんセンター	⑤筑波メディカルセンター病院
小児悪性腫瘍の診療を行う医療機関	—	—	⑨茨城県立こども病院
	(地域がん診療連携拠点病院)	—	②筑波大学附属病院(※再掲)
専門的ながん診療を行う医療機関	地域がん診療連携拠点病院	—	⑥東京医科大学附属病院
	地域がん診療連携拠点病院	—	⑦友愛記念病院
	地域がん診療連携拠点病院	—	⑧茨城西南医療センター病院
標準的ながん診療を行う医療機関	—	(今後県が指定を行う)	



### ③ がん診療に携わる医療従事者の育成

- 都道府県がん診療連携拠点病院は、県内各地域の拠点としてがんの専門的な診療を行う医療機関（地域がん診療連携拠点病院）の医師・看護師・薬剤師・コメディカル等を対象とした各種研修会を開催し、がん医療水準の向上に努めます。
- がんの専門的な診療を行う医療機関は、標準的ながん診療を行う医療機関の医師・看護師・コメディカル等や地域のかかりつけ医等を対象とした研修会等を開催し、地域全体のがん診療機能の向上に努めます。
- 標準的ながん診療を行う医療機関は、がん診療連携拠点病院や筑波大学（附属病院）が実施する研修等への医師や看護師等を参加させるなど、人材育成を推進します。

### ④ 都道府県がん診療連携拠点病院（茨城県立中央病院）の役割

県の中心的ながん診療機能のほか、以下の機能を担います。

#### （ア） 地域連携クリティカルパスの整備

がんの専門的な診療を行う医療機関と在宅療養の支援を行う病院や診療所等との連携を推進し、質の高い医療を効率的に切れ目なく提供するため、都道府県がん診療連携拠点病院が中心となり、我が国に多い5つのがんの地域連携クリティカルパスを、がんの専門的な診療を行う医療機関において、5年以内に整備します。

#### （イ） 「都道府県がん診療連携協議会」の開催

都道府県がん診療連携拠点病院は、「都道府県がん診療連携協議会」を開催し、県レベルの研修計画や診療支援医師の派遣調整等を行います。

#### （ウ） 地域がん診療連携拠点病院への情報提供

都道府県がん診療連携拠点病院は、国立がんセンターのがん診療情報ネットワークから得られる最先端のがん診療等に関する情報をブロードバンドネットワークを活用し、各がん診療連携拠点病院に配信するとともに、テレビ会議システムによりがん診療連携拠点病院間でがんの診断・治療に関する最先端の情報や技術を共有し、がん診療レベルの向上を図ります。

### ⑤ 筑波大学（附属病院）の役割

筑波大学（附属病院）は、化学療法や放射線治療等がん診療に専門的に携わる医師等の人材育成や地域がん診療連携拠点病院等へ診療支援を行う医師の派遣を推進するとともに、筑波大学（附属病院）の高度な治療法の研究成果をがんの専門的な診療を行う医療機関へ還元します。

### ⑥ 茨城県立こども病院の役割

県立こども病院は、本県の小児悪性腫瘍の診療を行う基幹病院として、筑波大学（附属病院）や県内の医療機関と連携・協力の下に小児白血病や固形がんの専門的な治療を推進します。

特に、血液のがんに有効な治療法である造血幹細胞移植に積極的に取り組みます。

### (3) コミュニケーション技術の向上とセカンドオピニオン提供体制の充実

- 県は、がん診療連携拠点病院において、医療従事者の告知やインフォームドコンセント等のコミュニケーション技術の向上を図るとともに、がんと知らされた患者の精神的ケアを行う人材を育成し、円滑ながん診療ができる体制づくりが行えるよう支援していきます。
- がん診療連携拠点病院は、がん患者が納得して治療法を選択するために、主治医以外の医師による助言（セカンドオピニオン）を受けられることができるよう、セカンドオピニオンの提供体制の充実を図ります。
- がん診療連携拠点病院等の相談支援センターにおいて、セカンドオピニオン実施医療機関の紹介ができるよう努めていきます。

### (4) 診療科間・病院間の連携

- がん診療連携拠点病院は、がんが再発あるいは転移した場合に、がん患者が適切な医療が受けられるよう、診療科間・病院間等の連携体制の充実に努めます。

### (5) がん患者へのリハビリテーションの推進

- 県は、がん患者の療養生活の質の維持・向上を目的として、運動機能の改善や生活機能の低下防止に資するよう、がん患者に対するリハビリテーション等を推進します。

### (6) 小児がん等のがん患者・家族への支援

- 県は、長期にわたり療養が必要となる小児がん患者に対しては、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象として、自己負担限度額を超える医療費を公費で助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、特殊寝台等の日常生活用具の給付等を行う市町村に対し助成し、日常生活の支援及びQOLの向上と図るとともに、こうした支援制度の普及に努めます。